

「指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護」重要事項説明書

(令和6年4月1日改訂)

社会福祉法人ことぶき
ことぶきの郷居宅サービス事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第1070400104号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」「要介護1～5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
5. 苦情の受付について.....	6

1. 事業者

- | | |
|----------|--------------------|
| (1)法人名 | 社会福祉法人 ことぶき |
| (2)法人所在地 | 群馬県伊勢崎市波志江町1976番地5 |
| (3)電話番号 | 0270-70-4165 |
| (4)代表者氏名 | 理事長 高野 博孝 |
| (5)設立年月 | 平成10年 6月 1日 |

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 短期入所生活介護事業 平成11年10月1日認可
介護予防短期入所生活介護事業 平成18年4月1日認可
群馬県 1070400104 号
- (2)事業所の目的 社会福祉法人ことぶきが開設する、指定介護老人福祉施設ことぶきの郷（以下「ホーム」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ホームで指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたる者（以下「従業員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあたる高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護を提供する事を目的とする。
- (3)事業所の名称 社会福祉法人ことぶき ことぶきの郷居宅サービス事業所
- (4)事業所の所在地 群馬県伊勢崎市波志江町1976番地5
- (5)電話番号 0270-70-4165
- (6)事業所長氏名 小須田 浩寿
- (7)当事業所の運営方針 ホームの従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (8)開設年月日 平成11年4月1日
- (9)営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8時30分～17時30分

- (10)利用定員 10人
- (11)居室等の概要 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は4人部屋・2人部屋・個室となります。

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	1室	トイレ完備
4人部屋	2室	トイレ完備
個室	2室	
食堂兼機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、訓練台
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽 一般浴槽
医務室	1室	

☆居室の希望:ご契約者から居室の希望の申し出があった場合は、空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	常勤換算	指定基準
介護士	3名	2名
看護師	1名	1名

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※管理者・生活相談員・介護支援専門員・機能訓練指導員・医師・栄養士・調理員他の職員は、ホームの職員が兼務しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
介護士	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝: 6:30~10:00 4名 日中: 10:00~19:00 6名 夜間: 19:00~ 6:30 2名
看護師	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝: 7:30~ 9:30 1名 日中: 9:30~16:30 2名 夜間: 16:45~18:30 1名

※人員にはホームの職員も含まれます。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常利用料金の9割が介護保険から給付されます。

①居室の提供

②食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間)朝食 7:45～8:45 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30
- ・医師の指示に基づく療養食を提供します。

③入浴

- ・入浴(座位式浴槽・シャワーバス・一般浴)又は清拭を週2回行います。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤生活機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・当施設では看護職員が夜間等、看護職員が不在時の場合でも連絡体制を定めて、必要に応じ協力医療機関との連絡体制及び緊急時の呼び出しに応じて出勤できる体制をとっております。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金>

短期入所生活介護ことぶきの郷料金表(別紙)によって、ご契約者の要介護度及び利用居室に応じたサービス利用料金(+加算)から、介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。

②滞在に要する費用(光熱水費及び室料)

当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室(2人・4人)利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費の金額(1日あたり)のご負担となります。

③特別な食事 ご契約者のご希望に基づいて特別な食事(嗜好品)を提供します。

④理髪サービス 月に1回の出張理容サービスをご利用いただけます。

⑤複写物の交付 サービス提供に関する記録を複写することができます。

☆経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日に請求書を発行した後に、予めご登録いただいた指定金融機関口座より自動引き落としとなりますので、残高不足にご注意ください。またやむを得ない事情により自動引き落としができない場合は、窓口での現金支払いも受付けています。

(4)利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既
に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について(契約書第 21 条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)[職名] 生活相談員 三上 利博 電話0270-70-4165

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを1階事務所前、2階談話室横に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊勢崎市介護保険課	所在地 伊勢崎市今泉町2丁目410番地 電話番号 0270-24-5111 内線番号 2171、2179 FAX 0270-23-9800 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335番地の8 電話番号 027-290-1376 FAX 027-255-5077 受付時間 8:30～17:00
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋13-12 電話番号 027-255-6033 FAX 027-255-6173 受付時間 8:30～17:15

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造銅板葺3階建

(2) 建物の延べ床面積 4,294.96 m²

(3) 事業所の周辺環境 伊勢崎市のシンボル[華蔵寺公園]の北西に位置し、北には田園地帯が広がり、赤城山を一望できる。また、南は閑静な住宅街となっている。北部環状線や上武国道に近く、交通の便も良い。

2. 職員の配置状況

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

3. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限 *

利用にあたり、利用案内で示した準備品以外は原則として持ち込むことができませんのでご注意ください。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第 12 条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙は所定の場所で行います。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

① 協力医療機関

医療機関の名称	(1)伊勢崎佐波医師会病院 (2)美原記念病院 (3)伊勢崎福島病院
所在地	(1)伊勢崎市下植木町 (2)伊勢崎市太田町 (3)伊勢崎市鹿島町
診療科	(1) 内科・外科・整形外科・循環器科・脳外科 (2) 神経内科・内科・脳外科・整形外科・リハビリ科

5. 損害賠償について(契約書第 13 条、第 14 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第17条、第18条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第 19 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3)契約の終了に伴う援助(契約書第 16 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 ことぶき
ことぶきの郷指定居宅サービス事業所

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

代理人住所

氏名 印

(施設控え)

「指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護」重要事項説明書

(令和6年4月1日改訂)

社会福祉法人ことぶき
ことぶきの郷居宅サービス事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第1070400104号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」「要介護1～5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
5. 苦情の受付について.....	6

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ことぶき |
| (2) 法人所在地 | 群馬県伊勢崎市波志江町1976番地5 |
| (3) 電話番号 | 0270-70-4165 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 高野 博孝 |
| (5) 設立年月 | 平成10年 6月 1日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護事業 平成11年10月1日認可
介護予防短期入所生活介護事業 平成18年4月1日認可
群馬県 1070400104 号
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人ことぶきが開設する、指定介護老人福祉施設ことぶきの郷（以下「ホーム」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ホームで指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたる者（以下「従業員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあたる高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護を提供する事を目的とする。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人ことぶき ことぶきの郷居宅サービス事業所
- (4) 事業所の所在地 群馬県伊勢崎市波志江町1976番地5
- (5) 電話番号 0270-70-4165
- (6) 事業所長氏名 小須田 浩寿
- (7) 当事業所の運営方針 ホームの従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (8) 開設年月日 平成11年4月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8時30分～17時30分

- (10) 利用定員 10人
- (11) 居室等の概要 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は4人部屋・2人部屋・個室となります。

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	1室	トイレ完備
4人部屋	2室	トイレ完備
個室	2室	
食堂兼機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、訓練台
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽 一般浴槽
医務室	1室	

☆居室の希望:ご契約者から居室の希望の申し出があった場合は、空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	常勤換算	指定基準
介護士	3.6名	2名
看護師	1名	1名

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※管理者・生活相談員・介護支援専門員・機能訓練指導員・医師・栄養士・調理員他の職員は、ホームの職員が兼務しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
介護士	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝: 6:30~10:00 4名 日中: 10:00~19:00 6名 夜間: 19:00~ 6:30 2名
看護師	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝: 7:30~ 9:30 1名 日中: 9:30~16:30 2名 夜間: 16:45~18:30 1名

※人員にはホームの職員も含まれます。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常利用料金の9割が介護保険から給付されます。

①居室の提供

②食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間)朝食 7:45～8:45 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
- ・医師の指示に基づく療養食を提供します。

③入浴

- ・入浴(座位式浴槽・シャワーバス・一般浴)又は清拭を週2回行います。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤生活機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・当施設では看護職員が夜間等、看護職員が不在時の場合でも連絡体制を定めて、必要に応じ協力医療機関との連絡体制及び緊急時の呼び出しに応じて出勤できる体制をとっております。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金>

短期入所生活介護ことぶきの郷料金表(別紙)によって、ご契約者の要介護度及び利用居室に応じたサービス利用料金(+加算)から、介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。

②滞在に要する費用(光熱水費及び室料)

当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室(2人・4人)利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費の金額(1日あたり)のご負担となります。

③特別な食事 ご契約者のご希望に基づいて特別な食事(嗜好品)を提供します。

④理髪サービス 月に1回の出張理容サービスをご利用いただけます。

⑤複写物の交付 サービス提供に関する記録を複写することができます。

☆経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日に請求書を発行した後に、予めご登録いただいた指定金融機関口座より自動引き落としとなりますので、残高不足にご注意ください。またやむを得ない事情により自動引き落としができない場合は、窓口での現金支払いも受付けています。

(4)利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既
に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について(契約書第 21 条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)[職名] 生活相談員 三上 利博 電話0270-70-4165

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを1階事務所前、2階談話室横に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊勢崎市介護保険課	所在地 伊勢崎市今泉町2丁目410番地 電話番号 0270-24-5111 内線番号 2171、2179 FAX 0270-23-9800 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335番地の8 電話番号 027-290-1376 FAX 027-255-5077 受付時間 8:30～17:00
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋13-12 電話番号 027-255-6033 FAX 027-255-6173 受付時間 8:30～17:15

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造銅板葺3階建
- (2) 建物の延べ床面積 4,294.96 m²
- (3) 事業所の周辺環境 伊勢崎市のシンボル{華蔵寺公園}の北西に位置し、北には田園地帯が広がり、赤城山を一望できる。また、南は閑静な住宅街となっている。北部環状線や上武国道に近く、交通の便も良い。

2. 職員の配置状況

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

3. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限 *

利用にあたり、利用案内で示した準備品以外は原則として持ち込むことができませんのでご注意ください。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第 12 条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙は所定の場所で行います。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

① 協力医療機関

医療機関の名称	(1)伊勢崎佐波医師会病院 (2)美原記念病院 (3)伊勢崎福島病院
所在地	(1)伊勢崎市下植木町 (2)伊勢崎市太田町 (3)伊勢崎市鹿島町
診療科	(3) 内科・外科・整形外科・循環器科・脳外科 (4) 神経内科・内科・脳外科・整形外科・リハビリ科

5. 損害賠償について(契約書第 13 条、第 14 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第17条、第18条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第 19 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3)契約の終了に伴う援助(契約書第 16 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 ことぶき
ことぶきの郷指定居宅サービス事業所
説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

代理人住所

氏名 印

(ご家族控え)